

## 令和6年度

### 歳末たすけあい地域福祉活動助成事業実施要領

#### (“赤い羽根”地域福祉活動支援事業助成金交付要綱)

#### 1 目的

歳末たすけあい運動は、共同募金運動の一環として地域住民や民生委員・児童委員等の協力のもと、新たな年を迎える時期に、支援を必要とする人たちが地域で安心して暮らすことができるよう、住民の参加や理解を得てさまざまな福祉活動を重点的に展開するものである。

この運動の趣旨により、三島市社会福祉協議会(以下本会)では静岡県共同募金会より助成金を受け、福祉活動や事業を実施する団体に対して助成をすることにより、地域で安心して暮らせるまちづくりを推進し、地域のつながりを強化することを目的に本事業を実施する。

助成に関しては、“赤い羽根”地域福祉活動支援事業助成金交付要綱に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

#### 2 対象となる団体

次の(1)～(3)の要件をすべて満たす団体とする。

- (1) 三島市内を活動範囲としている団体
  - (2) 継続的かつ計画的な活動を行う団体
  - (3) 当該年度に三島市社会福祉協議会による他の助成金を受けていない団体
- ※営利法人、宗教法人、医療法人、学校法人、一般社団法人は対象外
- ※反社会的勢力に該当する団体は対象外

#### 3 対象となる事業

年末の時期に実施する三島市民を対象とした活動であり、次の(ア)～(ウ)のいずれかに当てはまり、(1)～(7)のすべてに該当する事業。

いずれかひとつに該当

- (ア) 住民の誰もが参加できる地域交流会で、多世代交流が見込める事業
- (イ) 福祉ニーズを持つ世帯へ、顔つなぎや安否確認を目的とした配食等を行う事業
- (ウ) その他会長が特に必要と認める事業

すべてに該当

- (1) 三島市内で行われる自主的な活動であること
- (2) 責任のある運営が行われていること
- (3) 利用料は無料または実費程度であること
- (4) 営業・営利・勧誘等を目的としないこと
- (5) 政治・宗教に係る活動等を行わないこと
- (6) 法令・公序良俗に反する行為等を行わないこと
- (7) その他社会通念上不相当と判断される活動を行わないこと

#### 4 助成金の対象となる経費

別表1のとおり。

#### 5 助成金の対象とならない経費

人件費、旅費、入場料、その他経費として不適切であると本会が判断したもの。

#### 6 助成対象期間

令和6年12月1日（日）から令和7年1月5日（日）までとする。

※期間外の開催については対象外とする

#### 7 助成金

(1) 上限30,000円とする

(2) 上記3-(イ)の事業を行う場合は、対象者一人あたり600円、上限30,000円とする

(3) 募金の実績や申請団体の件数、活動内容に基づき予算の範囲で決定する

#### 8 申請期間

令和6年10月1日（火）から令和6年11月22日（金）までとする。

#### 9 申請方法

団体の構成員は次項の必要書類を本会（三島市南本町20-30）へ直接提出する。

※郵送や代理による申請は受付不可とする

#### 10 申請に必要な書類

(1) 交付申請書（様式第1号）

(2) 事業計画書（様式第2号）

(3) 収支予算書（様式第3号）

(4) 団体構成員名簿（様式A-1）

(5) 会則、その他事業の内容を確認できる書類

#### 11 助成金の交付決定

審査により、助成の可否及び助成金額を決定し、申請団体に結果を通知する。

#### 12 実績報告

助成が決定した団体は令和7年1月15日（水）までに下記の書類を提出しなければならない。

(1) 完了報告書（様式第6号）

(2) 実績報告書（様式第7号）

(3) 収支報告書（様式第8号）

(4) 請求書（様式第9号）

(5) 事業の経費がわかる領収書等の写し

※本会職員は必要に応じて助成が決定した団体の支出状況を確認する

### 13 助成金の返還

本助成金を他事業等で使用することはできない。利用者数が下回った場合や、経費が助成金額を下回った場合、差額を返還してもらう。

また、下記に該当する場合は、助成金全額を返還してもらう。

- (1) 申請事業を中止したとき
- (2) 申請及び報告内容が実際と大幅に異なるとき
- (3) 助成金を不正利用したとき
- (4) 助成金で購入した備品等の譲渡、売却を行った場合

### 14 広報

助成が決定した団体は、事業名、もしくはプログラム・案内通知・広報・回覧等に「歳末たすけあい募金助成事業」と明記し、地域住民や参加者に積極的に広報するものとする。

### 15 その他

- (1) 申請書に記載された個人情報や添付書類は、本事業の目的以外に使用しない
- (2) 申請に関わる書類は返却しない
- (3) 当事業においては概算払い不可とする